

議案第九号

港区立公園条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例  
港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第四金額の欄中

地上露出部分	地下部分
千六十三円	八百十六円
	八百十六円
	千二百九円
	一万九千八百十六円
	二万九千七百二十九円

を

地上露出部分	地下部分
千二百二十二円	八百二十円
	九百三十八円
	千三百九十円
	二万千八百四十円
	三万四千二百二十五円

に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説 明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。